

様式第 9

循環型社会形成推進地域計画目標達成状況報告書

地域名	構成市町村等名	計画期間	事業実施期間
鎌倉、逗子、葉山地域	鎌倉市、逗子市、葉山町	平成 30 年度～令和 6 年度	平成 30 年度～令和 6 年度

1 目標の達成状況
(ごみ処理)

指 標	現状（割合※1） （平成28年度）	目標（割合※1） （令和7年度） A	実績（割合※1） （令和7年度） B	実績/目標※2
排出量	事業系 総排出量 1 事業所当たりの排出量 生活系 総排出量 1 人当たりの排出量	24,857t 2.48t 65,496t 232.1kg/人	22,665t (-8.8%) 2.26t (-8.9%) 58,071t (-11.3%) 206.1kg/人 (-11.2%)	19,649t (-21.0%) 1.94t (-21.8%) 52,610t (-19.7%) 203.1kg/人 (-12.5%)
合 計	事業系生活系総排出量合計	90,353t	80,736t (-10.6%)	72,309t (-20.0%)
再生利用量	直接資源化量 総資源化量	14,482t (16.0%) 45,271t (47.4%)	17,753t (22.0%) 56,010t (65.1%)	12,016t (16.6%) 40,951t (53.7%)
エネルギー回収量	エネルギー回収量（年間の発電電力量）	- MWh	- MWh	- MWh
最終処分量	埋立最終処分量	706t (0.8%)	266t (0.3%)	94t (0.1%)

※1 排出量は現状に対する増減割合、直接資源化量・埋立最終処分量は排出量に対する割合、総資源化量は排出量＋集団回収量に対する割合を記載。

※2 排出量は実績の割合/目標の割合を記載。再生利用量・最終処分量については、（実績の割合-現状の割合）/（目標の割合-現状の割合）を記載。

(生活排水処理)

指 標	現 状 （平成28年度）	目 標 （令和7年度） A	実 績 （令和7年度） B	実績/目標※3
総人口	265,002 人	255,981 人	259,077 人	—
公共下水道	汚水衛生処理人口 汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	240,527 人 90.76%	249,589 人 97.50%	236,450 人 91.27%
集落排水施設等	汚水衛生処理人口 汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	0 人 0.00%	0 人 0.00%	0 人 0.00%
合併処理浄化槽等	汚水衛生処理人口 汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	5,604 人 2.11%	5,303 人 2.07%	6,769 人 2.61%
未処理人口	汚水衛生未処理人口	18,871 人	1,089 人	15,858 人

※3 （実績の割合-現状の割合）/（目標の割合-現状の割合）を記載

2 各施策の実施状況

施策種別	事業番号	施策の名称等	実施主体	施策の概要	事業実施期間 (事業計画期間)	施策の実績
発生抑制、再使用の推進に関するもの 【リデュース（発生抑制）の推進（食品ロス）】		①家庭における食品ロスの削減	鎌倉市	①食材の使い切りや保存方法、食べ切りに関し、パンフレットの配布や説明会などの啓発を通じて、食品ロスの削減を図る。	平成 30 年度～令和 6 年度	本庁舎ロビーや鎌倉駅地下道ギャラリーを使用し、食品ロスの削減に関する市民や市の取組内容の紹介等、周知・啓発を行った。
		②飲食店等における食品ロスの削減	鎌倉市	②飲食業者と連携し、外食時における食べきりの呼びかけや少量メニューの導入などにより、食品ロスの削減を図る。	平成 30 年度～令和 6 年度	令和 3 年度に「鎌倉市食品ロス削減協力店登録制度」を創設し、廃棄物発生抑制等啓発指導員による周知・訪問を行うことで、79 事業者が登録し、ポスターやチラシの配布など、多様な手段・媒体を用いて食品ロス削減に向けた取組を行った。
		③食品ロスの削減に貢献している事業所等の地域での取組の P R	鎌倉市	③食品ロスの削減等、ごみの減量・資源化に貢献している排出事業者や収集運搬業者に対して優良事業者認定制度を導入し、その取組を表彰するなど、インセンティブが働く仕組みづくりを検討する。	平成 30 年度～令和 6 年度	上記協力店が実施している食品ロス削減の取組や工夫内容をホームページや SNS で紹介するとともに、「鎌倉市食品ロス削減協力店マップ」を作成し、広く情報提供を行った。
		④食品ロスの発生量調査及び効果的な削減方法の調査・研究	鎌倉市	④国が示す食品ロス発生量の組成調査を実施するなど食品ロスの内容や発生要因を分析するとともに、効果的な削減方法等に関する調査、研究を実施する。	平成 30 年度～令和 6 年度	家庭系燃やすごみ組成調査の調査項目「厨芥類」を「調理残渣(適正除去)」「調理残渣(過剰除去)」「食べ残し等」「未開封食品類」に細分化し、状況把握に努めた。
		⑤未利用食品を活用するための活動の支援	鎌倉市	⑤未利用食品を活用するため、定期的にフードドライブを開催し、イベントや福祉事業で使用する取組を行う。ま	平成 30 年度～令和 6 年度	広報かまくら、ホームページ及び SNS でフードドライブに関する情報発信を行うとともに、フードバンクかまくらを通じ

【リデュース（発生抑制）の推進（食品ロス以外）】				た、食品の製造、販売を行う事業者に対して、フードバンクの活用促進が図れるよう、提供できる食品などの情報提供を行う。		て必要な人や団体に食品を提供した。また、鎌倉市 SDGs つながりポイントと連携し、フードドライブの促進を図った。また、事業者に対しては、飲食店・小売店を訪問し、食品ロスの削減を要請するとともに、フードバンクの周知・啓発を実施した。
	①使い捨てプラスチックの削減	鎌倉市		①マイボトルの普及、使い捨てプラスチックの発生抑制を目指して、市内公共施設のほか民間施設にも呼びかけ、水道管直結式ウォーターサーバーを設置し、給水スポットを拡げる。 レジ袋の有料化を踏まえ、マイバッグの一層の普及を目指して市内の事業者と連携して効果的な施策を検討する。	平成 30 年度～令和 6 年度	令和元年度から市内公共施設にウォーターサーバーを設置し、給水スポットの場所を掲載した「鎌倉市給水スポットマップ」を鎌倉市 SDGs つながりポイント（まちのコイン）と連携して周知した。 他にもプラスチック使用製品の製造事業者の自主回収・再資源化策の制度構築への協力、リユース食器利用助成、本庁舎ロビーや鎌倉駅地下道ギャラリーでの普及啓発等を行った。
	②新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴う対応	鎌倉市		②新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴う新しい生活様式の中で、ごみや資源物の量や質について組成調査等を通じて状況を把握し、必要な施策を講じる。	平成 30 年度～令和 6 年度	ごみ・資源物の排出内容では、持ち帰り用のプラスチック容器が増加したことから、試験的にリユース食器シェアリングサービスを本庁舎内で実施した。また、コロナ禍の新たな手法として、SNS の活用やウェブ会議システムを活用した説明等の実施、YouTube による動画説明等による情報発信を行った。
	③水切りの普及啓発	鎌倉市		③家庭、事業所における水切	平成 30 年度～	ホームページや本庁舎ロビー

				りについて呼びかけを継続するとともに、取組の実践に向けて、水切りの効果や具体的な取組方法について普及啓発を実施する。	令和 6 年度	展示、鎌倉駅地下道ギャラリー、広報かまくら等で情報発信した他、自治・町内会の説明会において水切りの重要性について啓発を図った。
		④家庭用生ごみ処理機等のさらなる普及	鎌倉市	④生ごみ処理機の助成制度を継続し、ライフスタイルに合った使用方法や費用に関する情報提供を行う。大規模な建築物の開発事業においては、共用型の大型生ごみ処理機または市長が認めるディスポーザー排水処理システムの設置を義務付け、生ごみの減量を進める。	平成 30 年度～ 令和 6 年度	分別冊子や自治・町内会等の説明会、地域のイベント等で生ごみ処理機及び購入費補助制度の周知・啓発を実施した。
		⑤事業所から排出される生ごみ資源化の促進	鎌倉市	⑤多量排出事業者を中心に、食品リサイクル法に基づく生ごみ資源化を進めるとともに、促進するための制度を検討する。さらに、事業系生ごみ処理機については、対象を拡大し、大型だけではなく小型の機器等も助成対象とすることを検討する。	平成 30 年度～ 令和 6 年度	登録再生利用事業者及びその他の食品再生利用事業者の受入れ状況を確認し、多量排出事業者のうち食品を運搬している事業者に情報提供を行った。また、事業系生ごみ処理機の普及に当たっては、助成制度の対象を拡大し、飲食店や福祉施設等を中心に、大型生ごみ処理機の設置を促した。
		⑥生産、流通、販売工程における使い捨て物品の削減や製品等の耐久性の向上	鎌倉市	⑥拡大生産者責任に基づき、事業者、関係団体と連携し、事業活動において、生産、流通、販売工程で使用される使い捨て物品や包装紙等の削減を推進する。	平成 30 年度～ 令和 6 年度	多量排出事業者及び準多量排出事業者を個別訪問し、分別の徹底とともに、使い捨て物品の削減等に係る要請を実施した。また、プラスチック使用製品製造事業者の使い捨てプラスチックの自主回収・再資源化策の制度構築への協力を行った。

【リユース（再使用）の推進】 【リサイクル（再生利用）の推進】	⑦事業系ごみ処理手数料の見直し及び生活系ごみの有料化の継続	鎌倉市	⑦近隣市との均衡や社会情勢等を勘案しながら、事業系燃やすごみ及び植木剪定材の処理手数料の見直しを行う。 また、引き続きごみの減量を図りつつ、家庭系燃やすごみ及び燃えないごみの有料化を継続する。	平成 30 年度～令和 6 年度	事業者の自己処理の原則や事業系ごみの処理手法の変更、近隣自治体の手数料額を勘案し、令和 5 年 4 月に「植木剪定材」、令和 6 年 10 月に「植木剪定材以外のもの」の事業系手数料の見直しを行った。 家庭系燃やすごみ及び燃えないごみの有料化は継続して実施した。
	①不用品登録制度などのリユース制度の拡充	鎌倉市	①不用になった家具等のリユースを進めるため、不用品登録制度（リユースネット）の利用者拡大に向け、制度の積極的な情報提供を行う。その他使い捨てプラスチックの削減を図るため、リユース食器利用費補助制度を含め、より身近で効果が期待されるリユース制度の拡充を目指す。	平成 30 年度～令和 6 年度	新型コロナウイルス感染症の拡大により一時的にリユースネットかまぐらの登録及び成立件数が減少したものの、令和 4 年度以降は増加傾向にあり、年間 1,000 件以上の成立件数を維持している。 また、令和 6 年度からは事業者との連携によるリユース品回収に係る実証実験を行っている。
	②リサイクルショップ等の民間事業に関する情報提供	鎌倉市	②地域や民間業者、各種団体が主体となるリユースの活動について情報提供等を行う。	平成 30 年度～令和 6 年度	不用品登録制度との差別化等の課題があり運用開始に至らなかった。
	①家庭系生ごみの資源化	鎌倉市	①家庭系生ごみの資源化施設の整備に向け、最適な施設整備の方法及び収集方法等の検討を行う。	平成 30 年度～令和 6 年度	整備計画地周辺住民の理解が得られるよう、堆肥化以外も含めた幅広い資源化手法について、地元町内会と市で組織する協議会を中心に協議を進めていくこととし、情報収集を行った。
	②紙おむつの資源化	鎌倉市	②先進自治体や民間事業者の紙おむつ資源化に係る進捗状	平成 30 年度～令和 6 年度	紙おむつ資源化に関する知見等を有する民間事業者を対象

				況や費用対効果を踏まえ、最適な資源化手法等の検討を行い、資源化処理体制を構築する。		にサウンディング調査を実施するとともに、令和5年度には民間事業者と連携して分離処理及び成果物の活用に係る実証実験を行った。処理体制の構築には至っておらず、引き続き、実施に向けて国の動向や先進自治体・民間事業者の資源化に向けた進捗状況、費用対効果を踏まえて検討を進める必要がある。
		③事業系ごみの最適な資源化	鎌倉市	③排出事業者及び一般廃棄物収集運搬業許可業者に対して、県内の登録再生利用事業者へ事業系生ごみの搬出を促す。また、混合ごみのまま処理が可能な手法について、処理の確実性や環境負荷の軽減、費用対効果等を踏まえて、事業者への処理委託を進める。	平成 30 年度～令和 6 年度	生ごみに関しては、排出事業者及び運搬事業者に対し、県内の登録再生利用事業者へ事業系生ごみの搬出を促す情報提供を行った。市に搬入される混合可燃ごみの処理については、令和4年6月から乾式メタン発酵による資源化を開始した。
		④ごみと資源物の分別徹底	鎌倉市	④市民や事業者にごみと資源物の分別の徹底を促し、適正な収集、円滑なリサイクルの推進を図る。	平成 30 年度～令和 6 年度	市民に対しては、分別冊子の更新や自治・町内会等の説明会等での分別徹底の啓発を行った。事業者に対しては、訪問指導やピット前検査等の実施を通じて分別徹底を図り、組成調査の結果において、産業廃棄物の混入等の割合は減少傾向にある。
		⑤店舗等の店頭回収の推進	鎌倉市	⑤スーパーやコンビニエンスストア各店舗における資源物（ペットボトル、トレイ、紙パックなど）の店頭回収を促進する。	平成 30 年度～令和 6 年度	各事業者店舗での資源物回収は進められているが、市として積極的な働きかけは実施できていない。

【市民に対する働きかけ】	①ライフスタイルの見直しに向けた啓発	鎌倉市	①マイバッグ、マイボトル、マイ箸を使用し、使い捨て製品の使用を抑えるなどの啓発を引き続き行う。	平成 30 年度～令和 6 年度	令和元年度から市内公共施設にウォーターサーバーを設置し、給水スポットの場所を掲載した「鎌倉市給水スポットマップ」を鎌倉市 SDGs つながりポイント（まちのコイン）と連携して周知した。 他に、プラスチック使用製品の製造事業者の自主回収・再資源化策の制度構築への協力、リユース食器利用助成、本庁舎ロビーや鎌倉駅地下道ギャラリーでの普及啓発等を行った。
	② 3 R の具体的な取組についての分かりやすい情報提供	鎌倉市	②分別区分やごみ量の基礎情報に加え、3 R の意義や具体的な取組方法や効果などを積極的に情報提供する。	平成 30 年度～令和 6 年度	SNS、本庁舎ロビー展示、鎌倉駅地下道ギャラリーや広報かまくらでの特集記事等で周知・啓発を図った。
	③多様なツールによる情報発信	鎌倉市	③インターネットの浸透やスマートフォン等の普及を踏まえるとともに、不特定多数の人に P R できるような多様なツールによる発信により、誰もが 3 R に関する情報に触れられる環境をつくる。	平成 30 年度～令和 6 年度	若年層や転入者、単身世帯など比較のごみに関心が薄い層に対して、LINE の「鎌倉ごみ調べ」を活用し周知を図った。登録者数が令和 7 年 4 月時点で 2.7 万人に達した。
	④学校等における環境教育の推進	鎌倉市	④教育機関等と連携し、出前講座や処理施設の見学等の体験学習の推進を図る。	平成 30 年度～令和 6 年度	施設見学の受け入れ、出前講座、校外学習への対応等を行った。
	⑤地域での環境学習や 3 R の取組支援	鎌倉市	⑤自治・町内会など地域単位で参加する施設見学会等の機会を提供するとともに、ごみの発生抑制、減量・資源化の推進に協力する自治・町内会	平成 30 年度～令和 6 年度	廃棄物減量化等推進員を対象として施設見学会を実施した他、ごみの発生抑制、減量・資源化の推進に協力する事業を実施した自治・町内会等に奨励

【事業者 に対する 働きか け】		⑥不適正な排出に対 する指導	鎌倉市	に対し奨励金を交付する3R 推進事業奨励金交付制度など 地域に根差した3Rの取組に 対する支援を行う。	平成 30 年度～ 令和 6 年度	金を交付する3R推進員事業奨 励金交付制度を継続的に実施 した。
		①3Rの具体的な取 組についての分かり やすい情報提供	鎌倉市	⑥資源物混入率が高い地区等 を中心に分別の周知等を行 う。また、必要に応じて不適 正排出物の内容を調査し、分 別徹底の訪問指導を行う。	平成 30 年度～ 令和 6 年度	燃やすごみ及び燃えないごみ の有料化実施に伴い、不適正な 排出に対し公平性を担保する 必要があることから、平成 29 年度から必要に応じて内容物 を調査し、不適正排出者に対 しては分別徹底の訪問指導を 実施した。
		②事業者・収集運搬 業者に対する適正排 出の指導	鎌倉市	①各業種における3Rの具体 的な取組事例を情報収集し、 社内教育の事例や分かりやす い分別マニュアルを作成し、 業種にあわせてきめ細かく分 かりやすい情報提供を行う。	平成 30 年度～ 令和 6 年度	パンフレットやチラシを活用 し、啓発訪問を通じて本市のご み処理の現状や3Rの必要性、 分別方法を説明し、食品ロス の削減及びごみ削減への協力 を要請した。
	【適正か つ持続可 能な廃棄 物処理の 推進】	①ごみの適正処理の 推進	鎌倉市	②検査による指導を強化する とともに、専任の職員が事業 者を訪問し、適正排出の指導 を行うことで、事業系ごみの 分別徹底を図り、資源物や産 業廃棄物の混入を防止する。	平成 30 年度～ 令和 6 年度	ピット前検査や特に排出状況 が不適正な事業者に対して専 任チームによる個別指導を実 施し、分別の徹底を図った。
		②処理における環境	鎌倉市	①3Rの取組を進めたうえで 排出されるごみについては、 適正かつ安定的に処理を行う とともに、将来におけるごみ の状況を考慮し、長期的な視 点を持った処理体制の確立を 図る。	平成 30 年度～	ゼロ・ウェイストの実現を目指 して、各施策の実施により総合 的に適正処理の推進を図ると ともに、令和7年度から逗子市 焼却施設を中心とした広域処 理を実施している。
				②効率的な収集運搬、収集運	平成 30 年度～	令和 4 年 6 月から乾式メタン

【市民サービスの向上】		負荷の低減		搬車両における低公害車の導入、環境負荷の低い中間処理方法を検討し、ごみ処理施設の適正な維持管理を実施する。	令和 6 年度	発酵による事業系混合可燃ごみの資源化処理を開始し、さらなる環境負荷の軽減を図った。また、令和 7 年度からの家庭系燃やすごみ戸別収集の導入を見据え、ごみ収集車の走行ルートや収集量等のデータ収集・分析及びそれらに基づく効率的な収集運搬体制の検討を進めた。
		③処理経費の削減に向けた検討	鎌倉市	③ごみ処理量の削減に努めるとともに、現在の処理経費を踏まえ、収集運搬、中間処理、処分経費について適宜見直しを行い、可能な限り処理経費を削減する。	平成 30 年度～令和 6 年度	効率的な収集・処理体制の検討に取り組みつつも、事業系混合可燃ごみの資源化等に伴い、ごみ処理経費は増大しており、収集・処理体制を踏まえ、市民負担の軽減に向けて適宜検討を進めていく。
		④不法投棄、持ち去り対策の推進	鎌倉市	④山林等の不法投棄されやすい場所やクリーンステーションのパトロールや不法投棄防止看板の設置により未然防止に努めるとともに、警察との連携を図る。	平成 30 年度～令和 6 年度	山林等の不法投棄されやすい場所やクリーンステーションのパトロールの実施、不法投棄防止看板の提供等により未然防止に努めるとともに、警察との連携を図った。
		①生活系ごみ戸別収集の検討	鎌倉市	①市民のアンケート結果等を含め、戸別収集のメリット等を改めて整理し、実施に向けて市民理解が得られるよう検討する。	平成 30 年度～令和 6 年度	家庭系燃やすごみの戸別収集を令和 7 年 4 月から市内一部地区、令和 8 年 4 月から全市を対象に実施するため検討を進めた。今後は燃やすごみの戸別収集でノウハウを蓄積し、そこで得た知見から今後の品目拡大に向けて検討を行う。
		②分別しやすい排出方法の検討	鎌倉市	②分別方法について分かりやすい情報提供に努めるととも	平成 30 年度～令和 6 年度	分別冊子の改訂やホームページ、広報かまくら等で情報発信

【事業者の適正処理に向けた環境整備】		①小規模事業所を対象とした適正処理体制の検討	鎌倉市	に、今後の処理体制においては、分別しやすい排出方法の視点を踏まえて検討する。	平成 30 年度～令和 6 年度	した他、自治・町内会の説明会において周知を図った。
		②かまくらエコアクション 21 の導入に向けたサポート	鎌倉市	①事業系有料袋による収集や、オフィス町内会形式（複数事業者による資源物の収集）による古紙等の収集など、小規模事業所が排出しやすい最適な処理体制を検討する。	平成 30 年度～令和 6 年度	家庭系燃やすごみの戸別収集の導入に伴い、少量排出事業者が戸別に排出できる制度を構築した。
	【市民、事業者、行政の連携・協働体制の整備と取組】	① 3 R 推進に向けて、市民、事業者、行政の連携した取組	鎌倉市	②環境マネジメントシステム「かまくらエコアクション 21」について、積極的な P R により認知度を向上させるとともに、取組みやすいシステムの検討や、普及、導入に向けたサポートを行う。	平成 30 年度～令和 6 年度	エコアクション 21 普及アドバイザーを無償で派遣し、登録に向けて取り組んだ。
		②廃棄物減量化等推進員や関係団体との協働	鎌倉市	①各主体間における情報交換や交流を深め、市民、事業者、行政が連携してごみ問題を考え、3 R 推進に向けた取組を推進する。	平成 30 年度～令和 6 年度	産官学で連携したプロジェクト(共創の場形成支援プログラム(COI-NEXT))の推進や民間事業者と連携したリユース品回収に係る実証実験等を実施した。
				②廃棄物減量化等推進員は、自治・町内会や商店会から選出されており、市民、事業者、市の掛け橋を担っているため、3 Rを進める地域のリーダーとして行動することとする。また、主体的に3 Rに取組む関係団体と情報交換を行い、3 Rの取組が発展していくよう検討する。	平成 30 年度～令和 6 年度	廃棄物減量化等推進員との会合や施設見学等を実施するとともに、市民団体と連携し、市内イベントへの出展等を実施した。

【事業所としての取組】	③市のごみ事情、計画の内容や取組状況等に関する周知	鎌倉市	③ごみの減量や資源化に対する理解や関心を高めるため、各種広報媒体や地域コミュニティなどを通じて市のごみ処理事情や施策、取組状況等に関する情報発信を積極的に行う。	平成 30 年度～令和 6 年度	説明会（自治・町内会等）での説明や、廃棄物発生抑制等啓発指導員による個別訪問の中での周知を実施した他、SNS を活用した周知を行った。
	④滞在者に対する協力の呼びかけ	鎌倉市	④市内への通勤・通学者や観光旅行者に対し、マイバッグの使用やごみの出にくい商品の選択、3 R に取組んでいる店舗での購入、食品ロスの削減やごみの持ち帰りなど、SNS やメディア等を通じて情報発信を行う。	平成 30 年度～令和 6 年度	滞在者に対する食品ロス削減の啓発として、廃棄物発生抑制等啓発指導員による飲食店等の事業者訪問指導の際に、仕入れやメニューの工夫等による食品ロスの削減について働きかけを実施した他、多言語版のポイ捨て禁止の掲示物を作成し、提供した。また、観光パンフレットにごみの持ち帰りについて掲載した。
	①市施設における 3 R の取組	鎌倉市	①市役所、学校、その他市の施設において、職員一人ひとりが率先してマイバッグやマイボトルの使用、紙の使用量の削減などの 3 R の取組を進める。	平成 30 年度～令和 6 年度	庁内の自動販売機を缶飲料に変更、マイカップ用の販売機を設置した。また、マイボトルの利用促進のため、令和 6 年度末時点で市内公共施設に 35 台のウォーターサーバーを設置し、来庁者や職員が利用できる環境を整えた。
	②再生品やグリーン購入対象品の購入、利用の推進	鎌倉市	②市が購入する物品や資材は、再生品やグリーン購入対象品、長く使用できるものを選択するよう推進する。	平成 30 年度～令和 6 年度	平成 14 年度に「鎌倉市グリーン購入基本方針及び同調達方針」を策定し、国の「環境物品等の調達の推進等に関する基本方針」の毎年度の改正に伴い内容を見直して環境配慮製品の調達に努め、81 品目で開始した対象品目を令和 4 年度には

【将来にわたる安定的な処理に向けたごみ処理体制の構築】		①広域連携による新たなごみ処理体制の構築	鎌倉市	①広域連携によるごみ処理を確実に進めるため、今後、様々なごみ減量・資源化施策、各市町が担うごみ処理の役割分担、既存施設の共同処理の方法等について検討を進める。	平成 30 年度～令和 6 年度	285 品目とし、全分野の平均調達率は約 80%となっている。
		②バックアップ体制の構築	鎌倉市	②将来にわたり安定的なごみ処理体制が図れるよう、施設に故障が生じた場合など不測の事態に備え、県内他市町村との連携のほか、民間事業者とバックアップ協定を締結し、安定的な処理体制を構築する。	平成 30 年度～令和 6 年度	令和 7 年度以降の逗子市既存焼却施設への受入・運搬体制の構築に向けた試行を行うとともに、両市の燃やすごみの分別区分の整合を図った。引き続き、2 市 1 町ごみ処理広域化実施計画に基づく可燃ごみの処理について検討を進める。
		③災害時の協力支援体制	鎌倉市	③災害発生に備え、廃棄物処理を行う民間事業者等と災害支援協定等を締結し、処理体制を構築する。	平成 30 年度～令和 6 年度	令和 4 年 8 月に災害時に重要となる仮置場の管理運営や業務に付帯する作業及び平時からの情報交換を目的とした連絡協議会の設置を盛り込んだ民間事業者との災害時協力支援協定を締結した。また、鎌倉市災害廃棄物処理計画(平成 30 年 3 月)については、国の指針や県計画等との整合を図るため改訂作業を行った(令和 7 年度改訂)。
		④ごみ処理施設等のあり方の検討	鎌倉市	④笛田リサイクルセンターをはじめとする資源化施設等、鎌倉市のごみ処理施設のあり	平成 30 年度～令和 6 年度	令和 7 年 3 月をもって名越クリーンセンター(焼却施設)を廃止した。

【キャンペーン・イベント等】 【出版物による啓発】 【説明会等による啓発】				方についても併せて検討していく。		既存施設は、将来的な処理品目の搬入・処理方法・実施時期等を見据え、あり方等について引き続き検討を進める。
	①環境展の開催	逗子市		①ごみの発生抑制、減量化・資源化、容器包装プラスチックの分別等の啓発パネルの掲出、リーフレット、チラシの配布及び生ごみ堆肥化容器等の展示普及を年1回開催する。	平成 30 年度～令和 6 年度	平成 30 年度から令和 6 年度まで継続して毎年 1 回実施。 (令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため開催せず)
	①「CUZ(キューズ)」の発行	逗子市		①ごみの分け方、出し方や市の施策の方針などを周知させるため、「CUZ」を各家庭、事業所などに配布する。	平成 30 年度～令和 6 年度	ごみの分け方、出し方や市の施策の方針などを周知するため、転入者等に対して、逗子市のごみと資源物の出し方の冊子「CUZ」を配布した。
	② 広報誌及びホームページによる情報提供	逗子市		②広報誌及びホームページで、ごみの分け方、出し方や市の施策の方針などの最新情報を提供する。	平成 30 年度～令和 6 年度	広報誌及びホームページで、ごみの分け方、出し方や市の施策の方針などの最新情報を提供しつつ、令和 2 年度からごみの分け方、出し方やごみカレンダー等の機能を持つアプリケーションで情報を提供している。
	①ごみの発生抑制、減量化・資源化に関する説明会	逗子市		①自治会・町内会等からの要請による廃棄物に関する説明会“出前型説明会”を随時実施する。	平成 30 年度～令和 6 年度	自治会・町内会等からの要請による廃棄物に関する説明会“出前型説明会”を随時実施した。令和 5 年度から令和 6 年度には生ごみの分別収集・資源化の実施に向けて、市民説明会を 40 回実施した。
	②施設見学会の開催	逗子市		②逗子市のごみ処理の取り組みを、より一層市民に理解を深めてもらうために、自治会	平成 30 年度～令和 6 年度	市民団体等からの申出による施設見学会を開催した(令和 4 年度 1 団体 30 名、令和 5 年度

【生活系 ごみの発生抑制、 減量化・資源化の 推進】				・町内会、市民等からの申出により、ごみ処理施設の見学会を開催する。		3団体35名、令和6年度1団体5名）。廃棄物減量等推進員を対象とした施設見学会を開催した。
		③環境教育（小学校4年生対象）の実施	逗子市	③市内の公立小学校の全児童を対象にごみ処理施設の見学を実施し、分別や資源化の重要性などを中心に説明し、環境教育を実施する。	平成30年度～令和6年度	市立小学校の児童等を対象にごみ処理施設見学を受け入れた（令和2年度が5校357名、令和3年度が5校459名、令和4年度が6校464名、令和5年度が6校480名、令和6年度が5校473名）。
		①ごみ減量化・資源化協力店制度の実施	逗子市	①簡易包装の推進を含め、ごみ減量化・資源化の施策に取り組む事業者を「ごみ減量化・資源化協力店」として指定し、ごみ減量化・資源化を推進する。	平成30年度～令和6年度	簡易包装、トレーの使用削減など8項目中2つ以上実施している83店舗を推進協力店として指定し、店頭に市のごみ減量化・資源化協力店のシンボルマークを表示している。
		②集団資源回収制度の実施	逗子市	②自治会・町内会等と資源回収業者が直接契約し、古紙等の資源物を回収し資源化する、集団資源回収制度を市内全域で実施する。	平成30年度～令和6年度	ごみの減量化、資源化の推進のため、資源物（紙類、布類、アルミ缶、スチール缶、家庭金物）について、全市域において集団資源回収を実施した。登録団体数は、平成30年度は89団体で、それ以降は90団体で推移している。
		③廃棄物減量等推進員制度	逗子市	③市民、事業所、市のパイプ役として、また、ごみの発生抑制等に関する地域社会のリーダーとして「廃棄物減量等推進員」を配置する。	平成30年度～令和6年度	廃棄物減量等推進員を配置し、会議や施設見学会等を実施した（62人67地区、令和7年3月末時点）。
		④資源物の収集の実	逗子市	④資源化推進を図るため、空	平成30年度～	空きびん、容器包装プラスチッ

【生ごみの減量化】	施		きびん、容器包装プラスチック、ペットボトル、小型家電等の資源ごみの分別収集を実施する。	令和6年度	ク、ペットボトル、小型家電等の資源ごみの分別収集を継続して実施した。
	⑤植木ごみの減量化・資源化	逗子市	⑤家庭で発生する植木剪定枝を分別収集し、資源化を実施する。 また、家庭で細かく粉砕しチップ化し、クッション材等に有効利用することで減量化を推進するため、家庭用小型粉砕機の貸出を行う。	平成30年度～令和6年度	家庭で発生する植木剪定枝を分別収集し、継続して資源化を実施した。家庭用小型粉砕機の貸し出しは、令和元年度で終了した。
	①生ごみ処理容器等購入費助成事業	逗子市	①生ごみの減量化及び堆肥化による資源の有効利用を図るため、生ごみ処理容器等を購入した市民に対し、限度額を定め費用の助成をする。	平成30年度～令和6年度	説明会やイベント等で生ごみ処理容器及び購入費助成制度の周知を図った。生ごみ処理容器等購入費助成件数は、令和元年度45件、令和2年度54件、令和3年度103件、令和4年度108件、令和5年度232件、令和6年度322件となった。なお、平成30年度は助成を中止した。
	②生ごみマイスター制度の実施	逗子市	②生ごみ減量化・資源化のボランティア指導員（生ごみマイスター）の登録制度を設け、生ごみ処理容器の利用等に関する市民からの相談に対応する。	平成30年度～令和6年度	生ごみマイスター制度の実施により市民からの相談に対応した。件数は、平成30年度1件、令和2年度2件、令和4年度1件、令和5年度1件、令和6年度1件となった。
	③大型生ごみ処理機購入助成事業	逗子市	③集合住宅等共同で生ごみ処理を行う団体に対して、大型生ごみ処理機購入費の助成を行い、地域でのごみの減量化・資源化に対する意識の向上につなげ、併せて自主的な取	平成30年度～令和6年度	大型生ごみ処理機購入助成事業は、平成30年度で終了した。

【資源回収の推進】		④生ごみの分別収集・資源化	逗子市	り組みを支援する。（平成 30 年度終了） ④生ごみの資源化・減量化を目指し、生ごみを分別収集し、葉山町との共同での資源化施設の整備を検討する。	平成 30 年度～令和 6 年度	令和 7 年 3 月から家庭系生ごみの分別収集・資源化の実施を予定していたが、葉山町の生ごみ資源化処理施設の工期の延長に伴い、開始時期を延期した。生ごみの分別収集・資源化の方法等について、市民説明会の開催や冊子を作成し全戸配布をする等により広く周知を図った。
		①資源化品目の拡大と拠点回収の実施	逗子市	①市民の資源化の利便性を考慮し、公共施設等で廃蛍光管、廃食用油等資源物の拠点回収を実施する。 また、平成 26 年度から小型家電（特定対象品目）については、公共施設等に専用の回収ボックスを設置して回収を実施しており、継続して実施する。	平成 30 年度～令和 6 年度	廃蛍光管、廃食用油等の拠点回収ボックスを市内 12 か所に設置し、継続して回収を実施した。小型家電（特定対象品目）の回収ボックスを公共施設等 7 か所に設置し、継続して回収を実施した。
	【自主的な取り組みの促進】	①市民グループへの支援・助成事業	逗子市	①市民の自主的な学習会やリサイクル活動、啓発事業等に対して支援を行う。	平成 30 年度～令和 6 年度	リサイクル活動等を実施している市民グループの後援等の支援を令和 4 年度から令和 6 年度までの各年度 3 件実施してきました。
	【事業系ごみの減量化・資源化の促進】	①減量化及び資源化計画書の提出の義務付け	逗子市	①事業活動に伴い、多量の一般廃棄物を発生させた事業者（ごみ：1 日平均排出量 50 キログラム以上、粗大ごみ：1 回の排出量 100 キログラム以上、その他市長が認める一般	平成 30 年度～令和 6 年度	減量化及び資源化計画書の提出は、平成 30 年度 27 件、令和元年度 18 件、令和 2 年度 18 件、令和 3 年度 16 件、令和 4 年度 21 件、令和 5 年度 24 件、令和 6 年度 23 件となった。

【総合的な取り組み】		①生活系ごみ処理の有料化	逗子市	廃棄物:1回の排出量100キログラム以上)に対しては、適切な処理、処分を行うために一般廃棄物の種類、発生量、減量化及び資源化の方策等を記載した計画書の提出を義務付ける。 ①ごみ問題に対する意識啓発や具体的な減量行動を促進するとともに、ごみの排出量に応じた費用負担の公平性を確保する観点から、生活系ごみ処理の有料化を平成27年10月から実施しており、継続して実施する。	平成30年度～令和6年度	平成27年10月から燃やすごみ及び不燃ごみを有料化し、ごみ問題に対する意識啓発や具体的な減量行動を促進するとともに、ごみの排出量に応じた費用負担の公平性の確保を継続して実施した。
		②ふれあい収集	逗子市	②ごみステーションまでごみを運ぶのが困難な高齢者や障害者のみの世帯などを対象に戸別収集「ふれあい収集」を行い、職員がごみ収集と戸別収集先の方々の安否確認を行う。	平成30年度～令和6年度	ふれあい収集は、平成30年度が159世帯、令和元年度が161世帯、令和2年度が180世帯、令和3年度が202世帯、令和4年度が227世帯、令和5年度が260世帯、令和6年度が229世帯で実施した。
		③鎌倉市及び葉山町との広域処理の連携	逗子市	③平成28年7月に鎌倉市・逗子市・葉山町におけるごみ処理広域化に関する覚書を締結しており、今後も協議を継続する。	平成30年度～令和6年度	逗子市では、葉山町の可燃ごみ全量を平成30年度から、容器包装プラスチック全量を令和2年度から受け入れて処理をしている。また、葉山町では、逗子市のし尿・浄化槽汚泥を平成30年度から受け入れて処理をしている。
【キャンペーン・イベント】		①環境フェスタの開催	葉山町	①ごみの発生抑制、減量化・資源化も含めた環境全般に関するイベントを住民団体と協	平成30年度～令和6年度	「はやま環境フェス」を開催し、生ごみの分別をはじめ資源化に向けた取組をアピールし

等】 【出版物による啓発】 【説明会等による啓発】		②くるくる市の開催	葉山町	働で年1回開催する。		
		①「ごみっぺらし通信」の発行	葉山町	②平成25年度市町村における使用済製品リユースモデル事業にて開始した「くるくる市」を年2回開催する。	平成30年度～令和6年度	た。
		②広報紙及びホームページによる情報提供	葉山町	①住民団体と協働によりごみの分別や減量化等をテーマとした「ごみっぺらし通信」を発行し、住民等に配布する。	平成30年度～令和6年度	令和5年度からは「リユース市」として開催し、不用品をリユースする機会を提供することでごみの減量化と循環型社会の形成に努めた。
		①ごみの発生抑制、減量化・資源化に関する説明会	葉山町	②広報紙及びホームページで、ごみの分け方、出し方や町の施策の方針などの最新情報を提供する。	平成30年度～令和6年度	「ごみっぺらし通信」の発行によるごみの分別、減量化が進み一定の効果が認められたため、新たな協働手法の検討を進めた。
		②施設見学会の開催	葉山町	①町内会・自治会等からの要請による廃棄物に関する説明会“出前型説明会”を随時実施する。	平成30年度～令和6年度	広報紙及びホームページを活用し、ごみの分別方法や収集制度、資源化に関する情報を継続的に発信した。
		③環境教育（小学校4年生対象）の実施	葉山町	②ごみ処理の取り組みの理解を深めてもらうために、町内会・自治会、町民等からの申出により、ごみ処理施設の見学会を開催する。	平成30年度～令和6年度	町内会・自治会等への生ごみ分別に係る説明会や小学校への出前事業を実施し、ごみ処理や資源化施策について理解促進を図った。
				③町内の児童を対象にごみ処理施設の見学を実施するとともに、副読本を作成し、分別や資源化の重要性などを中心に説明し、環境教育を実施する。	平成30年度～令和6年度	各種団体等からの要望に応じて施設見学会を実施し、ごみ処理の現状や資源化の取組について理解を深める機会を作った。
						児童を対象とした施設見学や児童館での出前授業などを通してごみの分別や資源化の重要性について環境教育を実施した。

【生活系ごみの発生抑制、減量化・資源化の推進】 【生ごみの減量化】	①集団資源回収制度の実施	葉山町	①古紙類、布、金属類については、行政回収から切離し、自治会・町内会が資源回収業者と直接契約し収集を実施する「集団資源回収」を実施する。町は自治会・町内会及び資源回収業者に対し、回収実績に応じて奨励金を抛出し、取組みを維持する。	平成 30 年度～令和 6 年度	町内会・自治会による集団資源回収を引き続き実施し、回収実績に応じた奨励金を交付することで資源回収活動を支援した。
	②資源物収集の実施	葉山町	②資源化推進を図るため、植木剪定枝、空きびん、容器包装プラスチック、ペットボトル、小型家電等の資源ごみを収集する。	平成 30 年度～令和 6 年度	各種資源物の分別収集を引き続き実施し、資源化を推進した。
	①生ごみ処理容器の普及促進	葉山町	①可燃ごみの発生抑制を図るため、キエーロをはじめとした自然処理型の複数の生ごみ処理容器を窓口にて 1 セット千円で割引販売を実施する。	平成 30 年度～令和 6 年度	キエーロ等の自然処理型生ごみ処理容器を割引販売し、生ごみの自家処理による可燃ごみの減量化を推進した。
	②電動生ごみ処理機購入助成	葉山町	②電動生ごみ処理機を購入した町民に対し、限度額を定め費用の助成を実施する。	平成 30 年度～令和 6 年度	電動生ごみ処理機購入者に対する補助制度を継続し、生ごみの減量化及び資源化の促進を図った。
	③生ごみ自家処理普及促進	葉山町	③住民団体との協働により、役場前や町内の銀行、スーパーマーケット等において生ごみ処理容器の展示会を月 2～3 回実施し、普及促進を図る。	平成 30 年度～令和 6 年度	役場前等で生ごみ処理容器の展示会を実施することで、処理方法の普及啓発及び利用促進を図った。
	④生ごみ処理容器アフターフォロー等	葉山町	④生ごみ処理の普及促進、自家処理継続率の向上を目的に、生ごみ処理容器購入者へ	平成 30 年度～令和 6 年度	購入者への追跡調査や相談対応を実施し、生ごみ処理容器の継続利用と普及促進に努めた。

【資源回収の推進】 【自主的な取り組みの促進】 【事業系ごみの減量化・資源化の促進】				の追跡調査及びアフターフォロー、データ分析を実施し、普及促進・継続率の向上を図る。		
		⑤生ごみの分別収集	葉山町	⑤生ごみの資源化・減量化を目指し、生ごみの分別収集について検討する。	平成 30 年度～令和 6 年度	生ごみの資源化及び減量化に向けて、令和 7 年 3 月から生ごみの分別収集を開始した。
		①拠点回収の実施	葉山町	①町民の資源化の利便性を考慮し、公共施設等で乾電池、紙パック、白色トレイの拠点回収を実施する。	平成 30 年度～令和 6 年度	役場等で乾電池や紙パック、白色トレイの拠点回収を実施し、資源回収の利便性向上を図った。
		②資源化品目の拡大	葉山町	②焼却処理を行っている廃プラスチック（製品プラスチック）の資源化について検討する。	平成 30 年度～令和 6 年度	製品プラスチックの資源化に向けて、先進事例の調査や制度設計に関する情報収集を行った。
		①住民団体への支援・助成等	葉山町	①住民団体である「ごみへらし隊」との協働により、町民の自主的な学習会やリサイクル活動、啓発事業等に対して支援を実施する。	平成 30 年度～令和 6 年度	主に小学生を対象とした取組としてリユース市への参加を機にリサイクルに対する学習会を開催し啓発活動を行った。
		①事業系ごみの適正処理に向けた処理料金等の見直し	葉山町	①事業活動に伴って発生した廃棄物処理の原則に則るとともに、事業系ごみの発生抑制、リサイクルへの誘導につながる事業系ごみの処理手数料の適正化の検討を進める。	平成 30 年度～令和 6 年度	事業系ごみの発生抑制及び資源化促進に向けて、処理手数料のあり方について調査・検討を進めた。
		②少量排出事業者制度の見直し	葉山町	②これまで、発生する廃棄物量が日量 3 キログラム未満の事業所については、生活系ごみの収集と合わせて収集を実施してきたが、生活系ごみの	平成 30 年度～令和 6 年度	事業系ごみの適正処理及び減量化を図るため、収集制度や排出基準の見直しについて検討を行った。

【総合的な取り組み】		③搬入物の厳格化・事業所への立入検査の実施	葉山町	減量化に伴い日量規定の見直し、自家処理の義務化等更なるごみの減量化に向けた制度改正を検討する。	平成 30 年度～令和 6 年度	事業系ごみの適正排出を促進するため、搬入物の組成調査や店舗等を訪問して啓発活動を行った。
		①生活系ごみの戸別収集の実施	葉山町	③事業系可燃ごみの搬入物検査を強化するとともに、適切な分別排出への指導を実施する立入検査の実施を検討する。	平成 30 年度～令和 6 年度	可燃ごみ、容器包装プラスチック及び廃プラスチック（製品プラスチック）の戸別収集を実施し、排出利便性の向上と分別徹底を図った。なお、生ごみの戸別収集は令和 7 年 3 月から開始した
		②生活系ごみ有料化	葉山町	①町民の排出者責任を明確化するため、可燃ごみ、容器包装プラスチック及び廃プラスチック（製品プラスチック）の戸別収集を実施する。	平成 30 年度～令和 6 年度	生活系ごみの有料化について、他自治体の事例や制度内容等の調査・検討を継続して行った。
		③ふれあい収集	葉山町	②ごみ問題に対する意識啓発や具体的な減量行動を促進するとともに、ごみの排出量に応じた費用負担の公平性を確保する観点から、生活系ごみ処理の有料化の調査・研究を進める。	平成 30 年度～令和 6 年度	ごみ出しが困難な世帯を対象にふれあい収集（戸別収集）を実施し、安否確認を含めた生活支援を継続して行った。
処理体制の構築、変更に関するもの		①適正かつ持続可能な廃棄物処理の推進	鎌倉市	③ごみの排出が困難な世帯などを対象に、安否確認を兼ね戸別に収集を実施する。	平成 30 年度～令和 6 年度	令和 4 年 6 月から乾式メタン発酵による事業系混合可燃ごみの資源化処理を開始し、さらなる環境負荷の軽減を図った。また、令和 7 年度からの家庭系燃やすごみ戸別収集の導入を

				体制の確立を目指す。		見据え、ごみ収集車の走行ルートや収集量等のデータ収集・分析及びそれらに基づく効率的な収集運搬体制の検討を進めた。
		②市民サービスの向上	鎌倉市	②超高齢社会の到来や行政サービスの向上などを考慮し、一般家庭における高齢者や障害者等の排出困難者に対する収集体制のあり方を検討する必要がある。さらに、収集方法や資源化方法を見直し、より分別しやすい方法を調査研究する。	平成 30 年度～令和 6 年度	収集・処理体制を踏まえ、市民負担の軽減に向けて適宜検討を進めていく。
		③事業者の適正処理に向けた環境整備	鎌倉市	③小規模事業所が排出者責任に基づき、事業系ごみとして適正処理しやすい体制を検討する。 また、ごみの減量・資源化に貢献している事業所の取組を積極的にPRすることで、ごみの減量・資源化に取り組む事業所を増やしていく。 事業系処理手数料については、社会情勢等を勘案しながら、ごみ処理に伴う適正な費用負担を求めていく。	平成 30 年度～令和 6 年度	多様なライフスタイルに対応するため、家庭系燃やすごみの戸別収集を令和 7 年 4 月から市内一部地区、令和 8 年 4 月から全市を対象に実施するため検討を進めた。また、声かけふれあい収集を継続していく。
		④将来にわたる安定的な処理に向けたごみ処理体制の構築	鎌倉市	④環境負荷の少ない循環型社会の形成を図るため、生ごみと紙おむつの資源化を促進するとともに、事業系燃やすご	平成 30 年度～令和 6 年度	家庭系燃やすごみの戸別収集の導入に伴い、少量排出事業者が戸別に排出できる制度を構築した。また、食品ロス削減の取組を行う事業者を応援する「鎌倉市食品ロス削減協力店登録制度」に基づき、79 件の登録店舗の取組を「鎌倉市食品ロス削減協力店マップ」において広く紹介し、登録店舗の利用を促すことにより食品ロス削減の機運醸成に努めた。
						ゼロ・ウェイストの実現を目指し、令和 4 年 6 月から事業系ごみの資源化を開始するとともに、生ごみ及び紙おむつ資源化

				みの全量資源化を図ることで、できる限り燃やすごみの削減を行い、ゼロ・ウェイスト実現を目指していく。 将来にわたる安定的なごみ処理体制の実現に向け、広域連携を確実に進めていくための連携体制を構築するとともに、リスク管理として2市1町以外の県内市町村との連携や民間活用による処理が図れるようバックアップ体制を構築していく。		
		⑤生活排水処理	鎌倉市	⑤生活排水処理に関して、現況で生活雑排水の未処理放流を行っているくみ取り式便槽及び単独処理浄化槽世帯に対し、下水道事業計画区域については、公共下水道への接続を図っていくとともに、合理的な処理体制を形成するため、その他の地域については合併処理浄化槽による処理への切り替えの推進に努める。	平成 30 年度～令和 6 年度	に向けた検討を進めた。 令和 7 年度から逗子市焼却施設を中心とした広域処理に移行し、併せて不測の事態にも対応できるよう民間事業者 6 者とバックアップ体制を構築した。 くみ取り式便槽及び単独処理浄化槽世帯の公共下水道への接続を進めるとともに、合併処理浄化槽への切り替えのための補助制度の活用を案内した。
		①最終処分量の削減	逗子市	①今後新たに市域内に最終処分場を確保することは、地理的条件等から困難であることから、最終処分量の削減を推進する必要がある、焼却量削減対策として、植木剪定枝、小型家電等の資源化を推進するとともに、焼却施設からの焼却残渣の資源化を行っている。 また、新たに生ごみを分別し、	平成 30 年度～令和 6 年度	燃やすごみの減量化等により焼却残渣量は、平成 30 年度 1,155 t から令和 6 年度 1,075 t と年間 80 t の減量となった。

				資源化を行うことで焼却量の削減を進める。		
		②拠点回収の推進	逗子市	②資源化を推進するため、市民の資源化の利便性等を考慮し拠点回収を継続して推進する。	平成 30 年度～ 令和 6 年度	市内 12 か所に拠点ボックスを設置して、資源ごみの回収を継続して実施した。
		③既存資源化施設の再整備	逗子市	③老朽化が進む粗大ごみ処理施設の更新が危急の課題となっており、広域連携での効率的な資源化について検討を行っていく。	平成 30 年度～ 令和 6 年度	検討を継続している。
		①民間事業者の活用	葉山町	①現在の施設利用形態にとらわれることなく、新たなごみ処理技術の導入や民間のごみ資源化施設への処理委託を活用するなど、様々な角度からの検討を行う。	平成 30 年度～ 令和 6 年度	将来的なごみ処理体制の安定化及び効率化を図るため、逗子市と事務委託による広域処理を行った。
		②資源化の推進	葉山町	②現在、町民の協力により全国的に高い資源化率を維持しているが、焼却量をさらに削減させるため、新たに開始する生ごみの分別のほか、処理方法等の見直しにより資源化を図っていく必要がある。	平成 30 年度～ 令和 6 年度	ごみの減量化及び資源化を推進するため、令和 7 年 3 月から生ごみの分別収集を開始し、焼却量の削減に努めた。
		③生活排水処理	葉山町	③生活排水処理に関しては、現況で生活排水の未処理放流を行っている汲み取り便槽や単独浄化槽世帯に対し、合併処理浄化槽による処理の切り替えを促進するとともに、公共下水道の認可を取得した地域については、公共下水道の	平成 30 年度～ 令和 6 年度	生活排水の適正処理を推進するため、合併浄化槽への転換促進に係る周知及び補助制度の活用を図るとともに、公共下水道整備区域において下水道整備及び接続に向け取組を行った。

				敷設及び接続をはかり、生活排水全体の処理体制を形成する。		
処理施設の整備に関するもの	1	鎌倉市生ごみ資源化施設整備事業	鎌倉市	新たな資源化施設として、生ごみ資源化施設の建設を検討する。	平成 30 年度～令和 6 年度	生ごみ資源化施設の建設に至っていない。
	2	(仮称) 葉山町生ごみ資源化施設整備事業	葉山町	家庭から排出される生ごみについて、焼却量の削減及び資源化を目的に、新たに生ごみの資源化施設を建設する。	平成 30 年度～令和 6 年度	完成
	3	(仮称) 葉山町ストックヤード整備事業 (40t/日焼却炉解体工事を含む)	葉山町	直接資源化される資源物等の一次保管場所を整備することにより、効率的なリサイクルの推進を図る。なお、ストックヤードのうち、プラスチックストックヤードについては、将来プラスチック使用製品廃棄物の再商品化等を想定している。	平成 30 年度～令和 6 年度	完成
	4	(仮称) 葉山町サテライトセンター整備事業	葉山町	可燃ごみを逗子市へ効率的に中継輸送し、事業系可燃ごみ中の生ごみ等の資源物をの中継輸送することで、施設の集約化及び効率的なリサイクルの推進を図る。	平成 30 年度～令和 6 年度	完成
	5	鎌倉市ごみ中継施設 (サテライトセンター) 整備事業	鎌倉市	市内で排出される燃やすごみを中継し逗子市既存焼却施設等へ効率的な運搬を図る。	平成 30 年度～令和 6 年度	令和 7 年 3 月をもって名越クリーンセンター(焼却施設)を廃止し、令和 10 年度の稼働を目指し、既存焼却施設の解体及びごみ中継施設の整備に着手している。

施設整備に係る計画支援に関するもの	1	鎌倉市生ごみ資源化施設整備事業に関する調査事業（事業番号 1）	鎌倉市	地質調査等	令和 4 年度～令和 6 年度 （令和 4 年度～令和 11 年度）	生ごみ資源化施設の建設に至っていない。
		鎌倉市生ごみ資源化施設整備事業に関する発注支援業務（事業番号 1）	鎌倉市	発注支援業務等	令和 4 年度～令和 6 年度 （令和 4 年度～令和 10 年度）	生ごみ資源化施設の建設に至っていない。
	2	（仮称）葉山町生ごみ資源化施設整備（事業番号 2）に係る測量調査事業	葉山町	測量調査	平成 30 年度	実施済み
		（仮称）葉山町生ごみ資源化施設整備（事業番号 2）に係る基本計画策定等事業	葉山町	施設整備基本計画策定（配置・詳細規模等）	平成 30 年度	実施済み
		（仮称）葉山町生ごみ資源化施設整備（事業番号 2）に係る造成設計等事業	葉山町	造成設計等（プロポーザル要求水準書作成等含む）	令和元年度	実施済み
		（仮称）葉山町生ごみ資源化施設整備（事業番号 2）に係る支援事業	葉山町	事業者選定アドバイザリ業務	令和 3 年度	実施済み
		（仮称）葉山町生ごみ資源化施設整備（事業番号 2）に係る生活環境影響調査事業	葉山町	生活環境影響調査	令和 3 年度	実施済み

3	(仮称) 葉山町ストックヤード整備（事業番号3）に係る測量調査事業	葉山町	測量調査	平成30年度	実施済み
	(仮称) 葉山町ストックヤード整備（事業番号3）に係る廃焼却施設解体事前調査事業	葉山町	土壌汚染調査計画策定	平成30年度	実施済み
	(仮称) 葉山町ストックヤード整備（事業番号3）に係る基本計画策定等事業	葉山町	施設整備基本計画策定（配置・詳細規模・ダイオキシン調査等）	平成30年度	実施済み
	(仮称) 葉山町ストックヤード整備（事業番号3）に係る土壌汚染環境調査事業	葉山町	土壌汚染状況調査	令和元年度	実施済み
	(仮称) 葉山町ストックヤード整備（事業番号3）に係る造成設計等事業	葉山町	造成設計等（プロポーザル要求水準書作成等含む）	令和元年度	実施済み
	(仮称) 葉山町ストックヤード整備（事業番号3）に係る支援事業	葉山町	事業者選定アドバイザリ業務	令和3年度	実施済み
4	(仮称) 葉山町サテライトセンター整備（事業番号4）に係る支援事業	葉山町	事業者選定アドバイザリ業務	令和3年度	実施済み
5	鎌倉市ごみ中継施設	鎌倉市	地質調査等	令和4年度～令	令和7年3月をもって名越ク

		(サテライトセンター)整備に係る調査事業			和 6 年度 (令和 4 年度～令和 7 年度)	リーンセンター(焼却施設)を廃止し、令和 10 年度の稼働を目指し、既存焼却施設の解体及びごみ中継施設の整備に着手している。
		鎌倉市ごみ中継施設(サテライトセンター)整備に係る支援事業	鎌倉市	発注支援業務等	令和 4 年度～令和 6 年度	令和 7 年 3 月をもって名越クリーンセンター(焼却施設)を廃止し、令和 10 年度の稼働を目指し、既存焼却施設の解体及びごみ中継施設の整備に着手している。
その他		①不法投棄対策	鎌倉市	①削除 (【適正かつ持続可能な廃棄物処理の推進】④重複)	平成 30 年度～令和 6 年度	
		②災害時の廃棄物処理に関する事項	鎌倉市	②震災及び風水害等の災害発生時における市民の生活環境の早期回復と環境衛生の確保を目的に、国の災害廃棄物対策指針や県計画等との整合を図り、平成 30 年 3 月に「鎌倉市災害廃棄物処理計画」を改訂した。新たな知見や訓練の経験等を踏まえ、より実行可能な計画となるよう適宜見直しを行う。	平成 30 年度～令和 6 年度	令和 4 年 8 月に災害時に重要となる仮置場の管理運営や業務に付帯する作業及び平時からの情報交換を目的とした連絡協議会の設置を盛り込んだ民間事業者との災害時協力支援協定を締結した。鎌倉市災害廃棄物処理計画(平成 30 年 3 月)については、国の指針や県計画等との整合を図るため改訂作業を行った(令和 7 年度改訂)。
		③廃家電・使用済み小型廃家電のリサイクルに関する普及啓発	鎌倉市	③家電リサイクル法に基づく家電 4 品目の適切な処分方法や使用済み小型家電の再資源化等について周知を行う。	平成 30 年度～令和 6 年度	家電リサイクル法に基づく家電 4 品目の適切な処分方法や使用済み小型家電の適切なリサイクルについて分別冊子等により周知を行った。
		④まち美化の推進	鎌倉市	④市民団体等による市内清掃活動の支援、路上喫煙や吸殻の散乱防止の強化、落書きの	平成 30 年度～令和 6 年度	かながわ海岸美化財団と連携するボランティア団体の協力による海岸清掃、クリーンアップ

				ないまちづくり行動計画に基づく被害への迅速な対応等を通じて、まちの美化を推進する。		プかまくら連絡会との協働で市内外多数の参加による「クリーンアップかまくら」全市一斉清掃を実施した。 また、路上喫煙禁止区域における指導員の見回りや、神奈川県、神奈川県警、東京電力等の市内に工作物を所有する施設管理者と連携を図り、第5次鎌倉市まち美化行動計画に基づき落書きの被害に迅速に対応した。
		①不法投棄対策	逗子市	①逗子市では、不法投棄を未然に防ぐため、市内の監視パトロールを実施し、また、常習箇所には、不法投棄防止警告看板を設置する。特に悪質なケースについては、警察と協力して放棄者の摘発に努める。 また、河川、国道・県道への不法投棄の対応は、それぞれの管理者である国・県が行っており、市はこれらの機関と連携して防止対策を進める。	平成 30 年度～令和 6 年度	継続して実施している。
		②災害時の廃棄物処理に関する事項	逗子市	②地震災害等に伴い発生した災害廃棄物については、「神奈川県災害廃棄物処理業務マニュアル」に基づいて、県及び周辺自治体のほか産業廃棄物協会・建設業協会等の関連団体の支援・協力を得ながら、迅速かつ円滑に除去するとともに、可能な限り現有施設で適正な処理処分を行っていく	平成 30 年度～令和 6 年度	大規模災害に備え、令和 2 年 10 月 15 日に公益社団法人神奈川県産業資源協会と「地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」を締結した。

				ものとする。 また、「逗子市災害廃棄物処理計画」を令和2年度に策定した。		
		③廃家電のリサイクルに関する普及啓発	逗子市	③廃家電のリサイクルについては、特定家庭用機器再商品化法に基づく、適切な回収、再商品化がなされるよう、関連団体や小売店等と協力して、普及啓発を行う。	平成 30 年度～ 令和 6 年度	廃家電のリサイクルに関して、広報・ホームページ等で普及啓発を継続して実施した。
		④環境美化対策	逗子市	④道路沿いの散乱ごみに対して、委託業者により定期的に回収をおこない環境美化に努めており、今後も継続して実施していく。 また、きれいで清潔な環境維持のため、空き缶、吸殻等の散乱を防止し、美化、清掃活動に努めることによって、良好な都市環境の形成を図ることを目的として「逗子市空き缶等の散乱防止等に関する条例」を平成 10 年に制定し、夏期に逗子海岸でマナーアップキャンペーン等を実施しており、今後も継続して実施していく。	平成 30 年度～ 令和 6 年度	道路沿いの散乱ごみに対して、委託業者により主な路線で定期的に回収をおこない環境美化に努めた（令和 6 年度実施日数 38 日 回収量 400 kg）。
		①不法投棄対策	葉山町	①葉山町では、不法投棄を未然に防ぐため、町内の監視パトロールを実施し、また、常習箇所には、不法投棄防止警告看板を設置する。特に悪質なケースについては、警察と協力して放棄者の摘発に努め	平成 30 年度～ 令和 6 年度	不法投棄の未然防止を図るため、県と合同で監視パトロール及び監視活動を継続して実施するとともに、常習箇所には啓発看板を設置するなど対応した。

		②災害時の廃棄物処理に関する事項	葉山町	る。 また、河川、国道・県道への不法投棄の対応は、それぞれの管理者である国・県が行っており、町はこれらの機関と連携をして防止対策を進める。 ②地震災害等に伴い発生した災害廃棄物については、「災害廃棄物対策指針」及び「神奈川県災害廃棄物処理業務マニュアル」等に基づいて、県及び周辺自治体のほか産業廃棄物協会・建設業協会等の関連団体の支援・協力を得ながら、迅 かつ円滑に除去するとともに、可能な限り現有施設で適正な処理処分を行っていくものとする。 また、災害廃棄物処理計画については、令和5年度に策定した。	平成 30 年度～令和 6 年度	災害発生時に迅速かつ適正な廃棄物処理を行うため、災害廃棄物処理計画に基づく体制整備を進めるとともに、関係機関との連携体制の維持・強化に努めた。
--	--	------------------	-----	---	------------------	---

3 目標の達成状況に関する評価

鎌倉市、逗子市及び葉山町では、ごみの発生抑制、減量化・資源化及び生活排水の適正処理の推進に向け、本計画に基づき各種施策を着実に実施した。

ごみ処理においては、分別収集の徹底や資源化施策の推進、生ごみの減量化及び資源化、普及啓発活動などの施策に継続的に取り組むとともに、広域処理体制の構築により、循環型社会の形成に向けた環境整備を進めることができた。また、住民、事業者及び行政が連携した取組や環境学習、イベント等を通じてごみの減量や資源化に対する意識の向上が図られた。

一方で、資源化率や排出抑制効果については目標値に達しなかった項目も見られ、社会情勢の変化やライフスタイルの多様化等による影響が課題として残された。しかし、生ごみ資源化の推進やリユースの取組拡大、事業系ごみの適正処理対策など将来的なごみ減量に資する施策が着実に進められており、中長期的な効果が期待される。

生活排水処理においては、公共下水道整備や接続促進、合併処理浄化槽の適正管理に関する取組を継続的に実施した結果、未処理人口の減少や生活排水処理の適正化が進み、公共用水域の水質保全に一定の成果を上げることができた。一方で、人口動態の変化や整備区域内の未接続世帯の存在等により、目標達成に至らなかったものの、生活排水処理基盤の整備は着実に進展している。

以上のことから、本計画期間においてはごみ処理及び生活排水処理の両分野において広域連携と循環型社会の形成に向けた取組が着実に進展したと評価できる。今後も2市1町が連携しながら、ごみの更なる発生抑制・資源循環の推進及び環境負荷を少なくした生活排水処理

に向けて、持続可能な循環型社会の形成に向けた取組を推進していく必要がある。

(都道府県知事の所見)

ごみ排出量の削減については、事業系、生活系とも目標を達成している。1事業所当たり、1人当たりの排出量も目標を上回る削減を達成しており、順調に進んでいる。埋立最終処分量も目標値以下となっている。

一方、再生利用量については、目標未達成となっている。生ごみ資源化の推進やリユースの取組拡大、事業系ごみの適正処理対策など、より一層の取組を図られたい。

生活排水処理については、汚水衛生未処理人口の目標は達成していないが、着実に減少している。また、葉山町は、平成29年度から令和7年度まで浄化槽設置の補助額を町単費で上乗せする等、合併処理浄化槽の普及促進を積極的に進めていると考える。

今後も神奈川県生活排水処理施設整備構想を踏まえ、地域全体における生活排水処理率の更なる向上を目指し、生活排水処理に関する普及啓発を継続し、公共下水道への接続を促進するとともに、循環型社会形成推進交付金や県の補助制度を積極的に活用し、合併処理浄化槽への転換促進を図られたい。